

「飛ばし類似金融商品等の取引の取扱い」の公表に当たって

飛ばし類似金融商品等の取引は、財務内容の適正な開示の観点からは著しく不適切な取引であるため、金融監督庁から当協会に対して、これらの取引の会計上の取扱いに関し、明確化の要請がありました。

そこで、当協会としては、企業内容の適切なディスクロージャーの指導・推進の観点から、金融監督庁からの要請も踏まえて、本取扱いを公表することといたしました。なお、本取扱いは、当協会として、会計上及び監査上の新たな指針を示すものではなく、従来か

らの取扱いを補足するものであります。

また、本取扱いでは直接に触れてはませんが、利益先取り金融商品についても、同様に慎重に取り扱う必要があることにご留意ください。

会員各位におかれましては、3月期決算に向けて、監査の実施に際しては、従来以上に慎重に対応するよう要望するものであります。

(副会長 奥山 章雄)

飛ばし類似金融商品等の取引の取扱い

平成11年11月9日

日本公認会計士協会

最近、いくつかの外資系金融機関が日本の金融機関や企業向けに、いわゆる「飛ばし類似金融商品」あるいは「損失先送り金融商品」(以下「飛ばし類似金融商品等」という。)を多量に販売していたことが報道された。新聞報道によると、飛ばし類似金融商品等の取引は、例えば、別添のような債権の流動化や特定金外信託、スワップション等の方法を組み合わせた複雑なスキームによって行われているとのことである。

これらのスキームは、会計上、損失計上の先送りや含み損失を一時的に簿外処理したり、あるいは銀行の自己資本比率等を嵩上げすることを意図して、主としてその目的のために考案されたものであるため、意図した会計処理等が認められなければ他に実質的な意味を持たない経済的合理性を有しない取引である。したがって、たとえこれらのスキームを構成する個々の取引が、現行の会計基準又は会計実務上、形式的には問題のないようにみえる処理であったとしても、一連の取引を全体として判断したときに、前述の目的以外に実質的な意味を持たない取引である場合には、ディスクロージャーの充実が求められている中で、損失開示の回避等の重大な問題を孕む処理であると考えられる。

このようなスキームの会計上及び監査上の取扱いに当たっては、スキームを構成する個々の取引の会計処理の当否の判定だけにとらわれることなく、スキーム全体を検討す

ることによってその意図や目的並びに経済的合理性を的確に把握し、これらのスキームを利用した損失計上の先送りや含み損失の一時的な簿外処理等を看過することなく、会計実態を適切に反映した会計処理を指導する必要がある。

これらのスキームにより損失先送り等の会計処理が行われている場合には、会員各位は、被監査会社に対し当該スキームを構成する契約の可及的速やかな解消を指導する必要がある。なお、経済的な理由等から当面当該スキームを構成する契約を解消することができない場合であっても、会計実態を適切に反映した会計処理に修正する必要がある。

また、金融商品への時価会計の導入後も、前述のスキームと同様の意図あるいは目的を持った新たな金融商品等が販売されることが予想されるが、これらの会計処理及び監査上の取扱いに当たっても、前述と同様に慎重に取り扱う必要がある。

なお、当該スキームの下で設立された特別目的会社(以下「SPC」という。)であって、支配力基準により子会社に該当する事業体については、財務諸表等規則第8条第7項に規定されている特定資産の流動化事業を行う特別目的会社(いわゆる適格SPC)に該当するか否かを検討し、これに該当しない場合には、会社(SPCに資産を譲渡した会社)の子会社となることに留意する必要がある。

以上